

報告会社 御中

一般社団法人
近畿ブロック昇降機等検査協議会



令和6年6月分 受付状況ご通知（月報）

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、6月度の受付台数は13,243台で前年同月比89.9%です。

つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 令和6年度「昇降機等検査員地域講習会」開催の案内について

「昇降機等検査員地域講習会」を下記の日程で開催いたします。

【開催日時】 第1回：令和6年9月17日（火） 13:30～16:30

第2回：令和6年9月18日（水） 13:30～16:30

【開催場所】 新大阪丸ビル別館10階（大阪市東淀川区東中島 1-18-22

※ 受講申込み等の詳細については月報【別紙】を参照してください。

2. 各届出書類の提出時期等の注意点について

各届出書類の提出時期（タイミング）によっては「済証が発行されない」や「定期検査報告書の受付が出来ない」等のトラブルの要因になります。各届出書類を提出される際は、下記の【注意点】を参考にいただきご提出をお願いします。

【注意点】

- ①(廃止・休止届) : 廃止届や休止届を提出後、定期検査報告書を提出された場合は定期検査報告書の受付が出来ません。定期検査報告書を提出時は注意願います。
- ②(復活届) : 済証の有効年月内に復活の場合は、速やかにご提出をお願いします。
済証の有効年月外に復活の場合は、定期検査報告書と同時にご提出をお願いします。
- ③(完了届) : 要是正指摘が完了した場合は、速やかにご提出をお願いします。
完了届の提出により済証が発行されますが、要是正完了後に完了届の提出が遅れ、次回の定期検査報告書を提出前に完了届を提出されますと、行政庁の受理タイミングにより【要是正完了分の済証】と【最新検査報告分の済証】が同時期に発行されてしまうことがあり、行政庁の判断により【要是正完了分の済証】については発行されない場合がありますのでご注意願います。
- ④(異動届) : 上記①～③の届出書を提出される際、定期検査報告書（第一面）に記載の最終提出内容と届出書類の内容が異なる場合は、異動届を作成し同時に提出をお願いします。（所有者・管理者が変更されている等）

3. エスカレーターの新法に伴う、検査結果表判定及び特記事項欄について

令和6年4月1日の検査実施分より新法での対応をお願いしていますが、検査結果表の判定間違いや、特記事項欄への記入内容を旧法のまま記入しているものが散見されます。

特に下記検査項目に間違いが多いため、報告書提出時は再確認いただきご提出をお願いします。

【特記事項欄への記入間違い】

(検査項目)：5 (2) 転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵

旧法) ハンドレールと転落防止柵及び誘導柵とのすき間

★新法) ハンドレールと転落防止柵とのすき間
ハンドレールと誘導柵とのすき間

転落防止柵と誘導柵のすき間は別々の項目になりました。既存不適格等、特記事項欄への記入は選択が必要です。

(検査項目)：5 (2) 転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵

旧法) 外側板及び建物壁と進入防止用仕切板とのすき間

★新法) 外側板と進入防止用仕切板とのすき間

建物壁は削除されました。記入時注意下さい。

【検査結果表への判定間違い】

(検査項目)：4 (7) ハンドレール停止検出装置

旧法) 停止検出装置を有する場合は検査対象 ⇒ 記入例：(抹消) OR (指摘なし)

★新法) 停止検出装置の設置が義務付けられ、全てのエスカレーターが検査対象

⇒ 記入例：(既存不適格) OR (指摘なし)

全てのエスカレーターが対象。抹消は不可です。

(検査項目)：5 (5) 交差部可動警告板 (設置の状況)

旧法) 可動警告板が厚さ3mm未満、前縁の円筒部が直径50mm未満又は円筒部がハンドレールを乗り越えること。⇒乗り越える場合や上記寸法が未満の場合は要是正

5 (5) 交差部可動警告板 (取付けの状況)

取付けが堅固でないこと。⇒取付けが堅固でない場合は要是正

5 (5) 交差部可動警告板 (破損の状況)

破損していること。⇒ひび割れ・破損の場合は要是正

新法は旧法の(設置の状況)と(取付けの状況)が統一されました。

(検査項目)：5 (5) 交差部可動警告板 (取付けの状況)

★新法) 平12建告第1417号第1第四号(※以下説明)の規定に適合しないこと又は取付けが堅固でないこと。⇒下記のイ・ロの場合は既存不適格

(※) 交差部可動警告板を設ける場合にあっては・・・(省略)・・・次の通りとすること。

イ：端は厚さ3mm以上の角がないものとし、ハンドレールを乗り越えない構造とすること。

ロ：前縁は直径50mm以上の円筒形とすること。

新法は、乗り越える場合や厚さ3mm未満、前縁直径50mm未満は既存不適格判定です。但し、取付けが堅固でないこと、ひび割れ・破損は旧法同様に要是正判定となります。

5 (5) 交差部可動警告板 (破損の状況)

破損していること。⇒ひび割れ・破損の場合は要是正

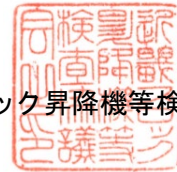
新法の(破損の状況)は旧法と同じです。

以上

報告会社 御中

一般社団法人

近畿ブロック昇降機等検査協議会



令和6年度「昇降機等検査員地域講習会」開催について(ご案内)

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は昇降機等定期検査報告業務につきまして、格別のご協力を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年度 昇降機等検査員地域講習会を下記の通り開催いたしますので、ご多忙とは存じますが、ご参加いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

- | | |
|----------|--|
| 1. 開催月日 | 第1回 令和6年9月17日(火) 13:30~16:30
第2回 令和6年9月18日(水) 13:30~16:30 |
| 2. 開催場所 | 新大阪丸ビル別館 10階 (大阪市東淀川区東中島1-18-22) |
| 3. 参加定員 | 各回 200名 (申込み先着順) |
| 4. 申込み方法 | 添付の受講申込書に必要事項をご記入の上お申込みください。
(FAX: 06-6228-0252) (メール: kinki-block@kbskk.or.jp) |
| 5. 申込み締切 | 令和6年8月16日(金) |
| 6. 参加料 | 無 料 |

但し、申込みが定員になり次第締切らせていただきます。

また、ご希望日通り受け付けた場合は返答致しませんので、当日受講して下さい。

以上

<添付資料>

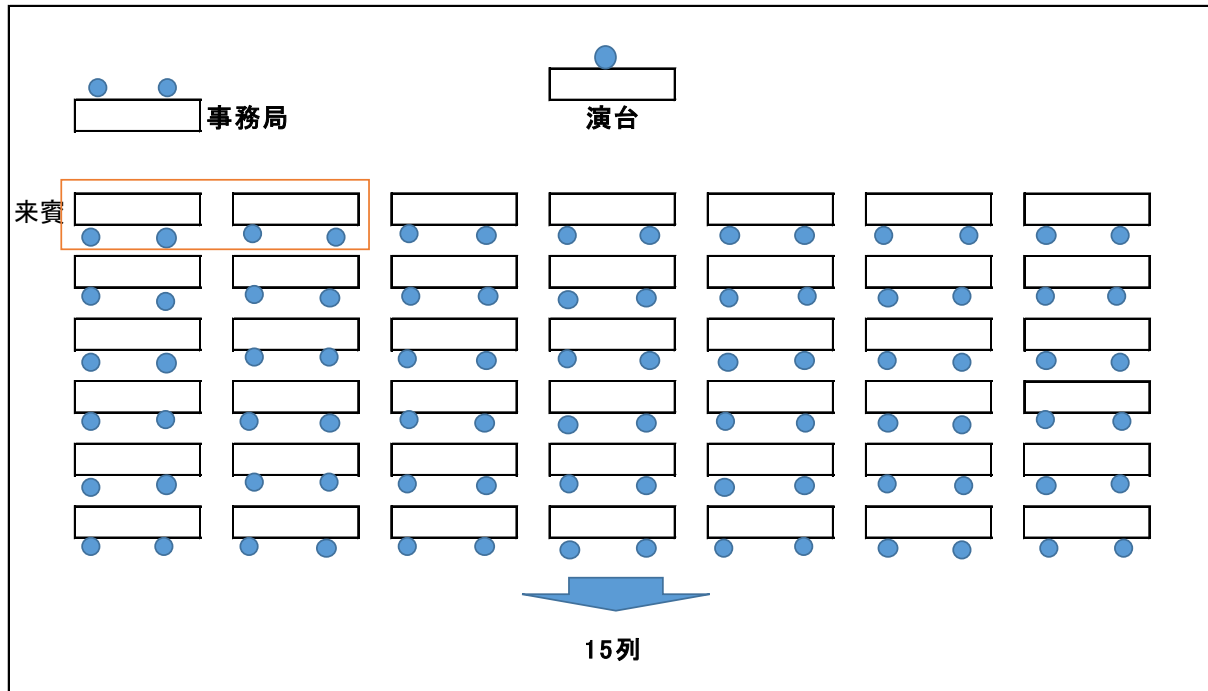
- | | |
|------------|----|
| 講習会場での注意事項 | 1枚 |
| 受講申込書 | 1枚 |

✕

講習会場での注意事項

1. 受講人数および講習会場レイアウト

- (1) 受講人数は、200人(前年同様)とします。
- (2) 受講時の座席の位置については下図のようになりますので、受講者は資料を置いているところに着席願います。



2. 受講時の注意事項

- (1) 休憩時間は混みますので、トイレは講習中でも静かに退出して利用して下さい。